

貨幣史研究会（東日本部会）第16回  
平成16年5月27日（木）13:30～17:00

<出席者>

報告： 中島 圭一・慶應義塾大学助教授  
田中 浩司・函館大学助教授  
コメント： 桜井 英治・北海道大学助教授

その他の参加者（五十音順）：

宇佐見 隆之・滋賀大学助教授  
大久保 隆・同志社大学教授  
児嶋 貴行・東京大学大学院修士課程  
黒田 明伸・東京大学教授  
桜井 英治・北海道大学助教授  
櫻木 晋一・下関市立大学教授  
鎮目 雅人・日本銀行金融研究所企画役  
田中 浩司・函館大学助教授  
千枝 大志・皇學館大学大学院博士後期課程  
中島 圭一・慶應義塾大学助教授  
藤田 加代子・東京大学史料編纂所特別研究員  
安富 歩・東京大学助教授

## 1. 研究報告

以下の報告と報告へのコメントが行われ、その後で討議が行われた。報告・コメントの内容については別添レジュメ参照のこと。

### ○報告1

「撰銭再考」

中島 圭一・慶應義塾大学助教授・・・別添1

### ○報告2

「16世紀の京都における貨幣の様相 大徳寺関係文書を中心に」

田中 浩司・函館大学助教授

・・・別添2

両報告へのコメント

桜井 英治・北海道大学助教授

・・・別添3

## 2. 討議の概要（文中敬称略）

### （1）中島報告

#### <コメントへの報告者の返答>

・中世権力には自分の恣意により、何かの基準を民衆に押し付けるといった発想や力はないと考えている。そのため撰銭令は、中世権力が一般の銭流通の在り方について人々が想定・行動している基準を掬い上げ、公認の基準として追認し、掲げたものと考えている。その基準により、人々の価

値観の違いをマジョリティーの方向に収斂させ、銭の授受を巡るトラブルを収め、秩序を回復させる。マジョリティーの方向性を巧く掬い上げられない場合に実効性がないものとなる。うまく掬い上げることができれば、人々が安心し、通貨秩序は回復していくのではないかと考えている。

例えば、室町幕府の最初の撰銭令は明銭を宋銭と同レベルの銭として扱おうとするが、数年で撤回せざるを得なくなり、桜井氏が言われる”組成主義”に入っていく。これはマジョリティーの方向性を巧く掬い上げることができなかつた結果であり、その意味では撰銭令に実効性が無かつた。以上のように考えた場合、撰銭令の実効性の有無についての議論は本質的にはあまり意味がない。

基準の中で、いくつかの悪銭が指定され、それについては「撰んで良い」と言っている場合、銭の授受について訴訟に持ち込まれた際には、指定された銭の受取りを拒否した側を勝訴にするということが撰銭令に含まれていると考える。

撰銭令の主旨は、室町幕府にとっては通貨秩序の回復ということもあつたが、自分の裁決の基準を公に掲げることで、面倒な訴訟を持ち込まれないようにしたのであろう。それが室町幕府の撰銭令発布の基本目的だったのであつかないか。

室町幕府は物価統制などを組織的に考えるような政権ではないのであろう。「撰んで良い」とされた京銭・うちひらめなどの悪銭は、民間レベルで相互の了解のもとに通用することを妨げるものではなく、事実上統制も不可能であつたらう。武田氏や結城氏の撰銭令の中で悪銭の見本を掲示しているが、その悪銭もおそらく勝手に流通していただらうと考える。「甲州法度之次第」などが出されているにも関わらず永禄2(1559)年になつても改めて小山田が撰銭令を出しているのは、悪銭が実際には使用されており、トラブルになり小山田の訴訟に持ち込まれるケースもあつたのだらうと考えられる。

- ・『勝山記』の穀物価格水準は、ご指摘のように高すぎる。それが精銭建てであるかは不明であるが、ずっと何も記されていないことから精銭に近いものであらうとの認識でいる。天文 24(1555)年に「南金」との記述があるのは、少なくとも当時の流通銭とは明らかに違う悪銭として認識されているためであらう。
- ・撰銭が物価にどのような影響を及ぼすかについては、はっきりとはわからないが基本的には下落要因と考えている。現に流通している銭の中からある一部を悪銭として価値を貶め、他が基本通貨となつていくとすると、精銭の総量が減少して、物価下落要因になると考えているが、まだよくわからない。
- ・撰銭の結果としてどのような銭が出てくるかという点については、今日のテーマである『勝山記』の世界については、武田氏などの撰銭令に見られる「悪銭」として位置づけられるものと、それ以外の銭の2種類と考えている。

## ・田中報告

<コメントへの報告者の返答>

- ・16世紀半ばまでは悪銭が混入しても、その影響は小さかつたと考えているが、それは精銭の全体量がその時期までは多かつたと考えているためである。中銭の登場は、上位銭が徐々に中位銭に下がり、3段階化されるという形で、1500年代半ば(別添2 p.2 A・B 参照)頃まではある程度吸収できたのではないかと考えている。悪銭の流通量が少なかつたというよりは、精銭が必要な時には悪銭を精銭に両替をするということが可能であつたとの理解である。

- ・寺社経済は受動的な状況ゆえに悪銭の流通量も多かったと考えるが、特殊性というよりは、ある程度大徳寺などの意識・意図を反映して必要に応じ両替が可能になっていることを重視したい。例えば、金で入ってきたものを銀に両替するといったことを、16世紀末から17世紀初に行う。史料16のように銀を売り、銭を調達し、銭で支払う。入ってきたものをそのまま使うのではなく、両替して使い分けることが、受取者との関係の中でできていると考えている。このことが京都に一般化されるかは別として、受領される素地が常に存在していたことを重視したい。その意味で京都の状況がある程度一般化できるのではないか。
- ・「組成主義」と「個体選別主義」だが、明銭がかなり意図的に幕府令の中に組み込まれていることをどう捉えるかを考えるべきであろう。混入比率を定められるが、悪銭の減価使用は認めていないという指摘について、撰銭令の中では認めていないが、日常通用の中では使われており、このような事例は今後も見つけられる可能性が高いと思う。そう考えた時に、寺院及びその周辺での取り引きと撰銭令に出てくるような場合と、ある意味のダブルスタンダードがあったのではないかと考えざるを得ない。排除された銭が「悪銭」として史料に出てくることはない。撰銭令に出てくる「悪銭」について、撰ばれる/排除すべき銭＝悪銭と捉えてしまっているのかどうかという議論もしなければならない。撰銭令自体の評価としては、幕府が明銭を通用させ続けなければならないという意志が働いているのではないかと考えている。

## < 討論 >

(桜井) 撰銭の対象となった銭は、排除された後どうなるか。

(中島) 低い価値でそのまま流通していると考えている。訴訟に持ち込まれれば、その銭で払ってはいけないということになる。

(桜井) 浅井氏の撰銭令の最後の条文などは相対でも駄目だと言っている。幕府のような方針であれば、相対の場合は使用できると思うが、この条文では双方がいいと言っても使用できないとしている。このような史料については、中島氏の説である撰銭令は、訴訟に持ち込まれた時を想定しているということでは説明しきれない部分があるのではないか。

民間のマジョリティー部分を公のものにするのが権力の役割だという話は、そういった側面も大きいと思う。しかし、田中氏の言われる大徳寺周辺でのダブルスタンダードという実態を想定した場合、信長の撰銭令まで現状に眼を瞑っていたことになる。そう考えると民間のマジョリティー部分を公にするまでにやや時間がかかり過ぎているのではないか。

(黒田) 中島・田中報告で出されている区分は、若干時期が遅れるが、前回私が報告した明朝の区分とほぼ一致している。1500年頃に明銭が突然使用されなくなるのは明らかで、銭の流通が二重化するが比率は1対2位である。1540～50年になると1対6など幅が三重、四重になる。史料上の表現では「中銭」などの形で表れる。1560年代後半に精銭も含めて銭の供給が止まったはずであるという私見の3段階の区分と似ている。

人々は何故撰銭をするのか中国側の史料を見ていった場合、特定の銭を忌避するために除いているという面もあるが、余計な銭が多く入ってきて、それが中心となった時に良い銭を取って置くという方向も見える。上から統制する側としてはいずれも撰銭と捉えることになるが、個々の使用者としては撰ぶ動機はその2つを状況によって使い分けているという点を見極める必要があると考える。

一般的には銭が足りないと物価は下がる筈であるが、特定の通貨を持たないと物の仕入れができないという状況があるとすると、物価と銭の関係において、銭が不足すると物価が上昇することはあり得る。特定の通貨を使わないと仕入れができなくなるとすれば、むしろ仕入れ

ができないことで逆に品不足となり、物価が上昇することもある。実際に物価が下落する場合と2つあるので、その区別をしなければならない。

中島報告で、撰銭は同時代に広がって起こるが、<sup>ぜにけがち</sup>銭飢渴は地域的であるという指摘があったが、論理的には起こり得る。例えば、明銭が倭寇の1船により、数万貫入って来た場合同時に当然国内に広がるが、追加供給が無くなった時はストックで銭を回さなければいけない。銭は戻ってこないでやがて銭不足になる。銭に対する依存度は、地域毎に異なる。富士の観光などで銭の依存度が高いところは、銭が足りなくなり銭飢渴となる。そうではないところでは、すぐ米に移行できるために問題にならない。つまり、銭が流入するのは同時だが、不足するのは各地域の事象として起こる。

(安富) 中国に撰銭令はあるか。

(黒田) 大内氏が発令した撰銭令と類似した史料が、1460年や80年に見られる。また北京の警察長官・県の長官など地方レベルである比率で通用させようとしていたことをうかがわせる史料はある。

(安富) 中国の場合の撰銭は、その貨幣はその地域では通用しなくなるということか。

(黒田) 忌避される場合と、取り置かれて基準銭となる場合と二つのケースがある。

(安富) 撰銭令で規定するのは、悪い銭を使わないという問題に関する事か。

(黒田) それは個別の問題で史料を読んだ人の判断による。

(櫻木) 貨幣の絶対量が必要な時には、明銭・私鑄銭・模鑄銭でも使用せざるを得なくなる。銭名に関わりなく最下等の銭、使用できなくなった銭は、銭として再使用するためにストックされることはないと考えられ、またそういった出土事例は現在のところ見られない。最下等の銭は将来再登場することはない、他の金属材料として生かされたと考えられる。小倉城の陸軍工廠跡から銭以外のものを作る素材として銭が大量に出土している。以前は、銭は銭に生まれ変わると考えていたが、最下等の銭は金属組成が粗悪であり、何か別のものの素材として利用されたと考えている。無文銭のような状態の悪い銭は、銭需要はあるが銭が回ってこない辺境の地域、例えば九州の山間部や東北などへ行くという可能性も捨て切れない。ただ明確な時期を押さえない限りは、断定はできない。例えば高千穂の山中から出土する備蓄銭は無文銭だけではなく、銭名の不鮮明な銭が集まっている形跡があるので、商業先進地域で利用できなくなった銭が集まってきている可能性もあるだろう。

銭が割れる・欠けるといった劣化のことを述べておられるが、銭は現在のように流通頻度が高くなく、銭縞で使っているため、それほど劣化するものではないと考えている。そこから疑う必要がある。

(黒田) 割れている場合は加工したということか。

(櫻木) そのような場合もある。貨幣として作られた銭は簡単には劣化しない。劣化している銭が多いということは、私鑄・模鑄が多く、もとの悪いことを考えなければならない。

(安富) 意図的に穴を開けたりすることはあるか。

(櫻木) 穴を開けてあるものもあるが、絶対量は非常に少なく、流通銭貨として考える必要はない。欠けたものはあまり無いが、周りを削ったものはある。

(安富) それでも史料上に欠け銭と出てくるのは何故か。

(櫻木) 現在は確認できないが、欠け銭などが当時は一定量存在しており、ある程度貯められて別の物に加工されたのであろう。

(中島) 撰銭令の読み方として、割れたり欠けたりしたものは悪銭としてもよい、という一種のフィクションであったと考えることもできるかと思う。

(鎮目) 撰銭が訴訟になっている史料はあるのか。

(桜井) 動産訴訟の史料は膨大にあるが、撰銭関係の訴訟は記憶にはない。

(千枝) 細川の撰銭令(中島報告史料⑦)の2条目に「借并質物」とあるが、後で返す時の為の条文ということもあるかと思う。

(中島) 浅井の質物に関わる条文は2ヶ条あり、撰銭に関わる問題としてあったことは間違いない。

(宇佐見) 高木・黒田(基樹)説の撰銭令は、戦国大名全体が出したという理解なのか。

(中島) 戦国時代の撰銭令の一般論として考えているのであろう。私見では局地的にも発生すると考えている。撰銭令は村などそれぞれの場の秩序回復の必要性に応じて、あらゆる主体で出される可能性がある。

(宇佐見) それだけ様々な主体があると、それを一般論として戦国大名の政策として筋付けるのは難しいのではないか。

(中島) 地域性もあるが、この時代の全国的な課題であるのではないか。今日提示した史料と同様のことは、同時期に全国で起きている。一般性と地域性はもちろん考えなければいけないが、相互に関連があるとみなし、共通して考えることはできるだろう。

(桜井) 中島説は、銭を支払う側が精銭として渡そうとしても、受取る側がそれを精銭とは見なさないというのが撰銭の理解か。グレシャムの法則は関係してこないのか。

(中島) グレシャムの法則は関係してこないと思う。

(桜井) 精銭が不足しているが、ワンランク下の銭は沢山ある。それでもなお精銭を求め、「銭飢渴」というだろうか。ワンランク下の銭が通用銭になっていくのではないだろうか。

(鎮目) 中島氏の言われる「通用銭」は、「精銭」に近いイメージか。物価の基準となっている銭は必ずしも良い銭とは限らないということではないか。

(中島) 私が精銭と考えるのは、例えば室町幕府の撰銭令が出された結果として、宋銭7割、明銭3割を含んだものを精銭として通用させていると考えている。「通用銭」という言い方が適切であればそれでもよい。通用している中から、ある時期にこれは通用銭としては認められないということになってくるのではないか。

(桜井) 追加供給が無いと通用銭は減り、ワンランク下の銭が増えていくことにならないか。それを「銭飢渴」というのであろうか。「銭飢渴」という原文の深刻さと、中島氏の説明にギャップを感じる。

(中島) 桜井氏の「銭飢渴」の見解は。

(桜井) 本当に銭が無くなるということである。

(中島) 一つの郡で去年まで通用していた銭が退蔵されて、流通の必要があるにも関わらず消えてしまうことがあり得るだろうか。

(桜井) 退蔵されて再び流通する可能性もある。「銭飢渴」はそれでもなお銭が不足している状態という可能性もあるかと思う。

(安富) 撰銭と銭飢渴は別の現象か。

(中島) 撰銭の結果、銭飢渴が起こるといった、親近性はあると思うが、別のものとして考えた方がいい。

(安富) 皆がいつせいに同じ銭を使えばいいが、意見が合わなくなると流通が阻害され、銭の流通自体がおかしくなるといったこともある。黒田氏の言われたようにある種の貨幣に特化し始めた地域があり、それが追加供給の無い貨幣だとすると、その地域ではその貨幣がなくて困る。それは撰銭が前提となっており、撰銭により形成された秩序が崩れるというのが、銭飢渴とい

う場合ではないか。

(中島) 銭飢渴は享祿2(1529)年以降しか出てこない。書き手の好みもあり、それ以前だと「銭ニツマル」という言い方が「銭飢渴」に当たるのであろう。

(黒田) 中国だと「銀錢融通セズ」など、日記のレベルではこのような表現は出てくる。

(鎮目) 桜井氏の言われた退蔵は、銭への需要が高まった時には退蔵されていた銭がまた流通に戻ってくる可能性もあるのではないかという理解か。

(桜井) 撰銭の対象となる銭が戻ってくるのかどうかはわからなかった。撰銭対象の銭が戻らずに通用銭が減っていったのか、撰銭対象の銭が再び流通に戻ってきてもなお不足した状態だったのか2つ可能性はある。いずれにせよ、通用銭の不足は『勝山記』の穀物価格の動向にも顕著に出ている。

(黒田) 追加供給されないから足りなくなるが、それが米遣いに移行しないのは、地域の特性もあるということだろう。米遣いに移行する地域であれば「銭飢渴」にはならない。

(櫻木) 一番状態の悪い最低のものは流通場面に戻ってこないと考えており、中島氏と同じイメージである。少々文字が見えなくても流通している。絶対量が足りないので、そういったものでも流通させざるを得ない。だから様々な法令を出していく。中国からの供給が途絶えた時に、高額の銀や物品貨幣が登場する。ただ地域によって状況が異なっていたと考える。

(中島) 人々の間で、特定の銭を悪銭とみるかどうかという銭を巡る価値観の相違があり、価値観が平準化されていれば銭の授受はうまくいくが、富士五湖地方ではうまくいっていなかった。

(安富) 「撰銭」は銭を撰んでいるのではなく、銭についてもめているということか。

(中島) そういうことであろう。

以 上